

清風寮寮則

第1章 総則

第1条 本寮は関西学院大学清風寮と称し、関西学院大学学生生活動支援機構レジデンスセンターが所管する。

第2条 本寮は関西学院大学の建学の精神に則り、寮生相互の友愛と共和のもとに、人格の陶冶に努めることを目的とする。

第3条 清風寮生とは、関西学院大学に籍を有し、所定の手続きを経て入寮を許可された女子学生をいう。

第4条 寮生は、自治活動に参加する権利を有し、義務を負う。

第5条 本寮は建学の精神を体得し、人間形成のため、年2回の礼拝をもつものとする。

第2章 自治組織

第6条 本寮は、自治運営のために次の機関を置く。

- 1 寮会
- 2 役員会
- 3 委員会（文化礼拝、厚生、会計、寮則、文集、国際交流）

第7条 寮生は、役員会、委員会のいずれかに属しなければならない。

第1節 寮会

第8条 寮会は、寮生によって構成され、本寮における寮自治の最高議決機関である。

第9条 寮生は、寮会に出席する権利を有し、義務を負う。但し、特別の理由により出席できない場合は、予め欠席届を寮長あて提出し、承認を得、委任状を議長あて提出しなければならない。

第10条 寮会は定例寮会と臨時寮会とに分かれる。定例寮会は毎月1回寮長がこれを召集する。臨時寮会は寮長が必要と認めた場合、又は全寮生の3分の1以上の要請があった場合、寮長が召集する。

第11条 寮会の召集は3日前までに公示しなければならない。臨時寮会はこの限りではない。

第12条 寮会は全寮生の3分の2以上の出席によって成立し、議決は出席人員の過半数を必要とする。

第13条 寮会の議長及び書記は、その都度寮会において選出される。

第14条 書記は議事終了後寮会において議事録の承認を得、その保管の義務を負う。

第2節 役員会

第15条 役員会は次の役員により構成される。

- | | |
|----------------|-----|
| 1 寮長 | 1名 |
| 2 副寮長 | 1名 |
| 3 書記 | 1名 |
| 4 文化礼拝委員長 | 1名 |
| 5 厚生委員長 | 1名 |
| 6 会計委員長（副寮長兼務） | 1名 |
| 7 寮則委員長 | 1名 |
| 8 文集委員長（秋） | 1名 |
| 9 国際交流委員 | 1名 |
| 10 学年長 | 各1名 |

2 寮長は、全寮生を代表し、寮監の助言により寮自治活動運営を統括する。

3 寮長は原則3学年から選出する。選出方法は寮長排出学年で立候補者を募り、話し合いで候補者を決定する。候補者は1学年上の寮生の承認後、寮会で3分の2以上の信認を得て決定する。

4 役員員の任命については次の通り定める。

- 1 選出された寮長は、1週間以内に所定の次期役員を任命し、これを寮生に公示しなければならない。
- 2 学年長の選出は、各学年が行い、その方法は任意とする。

5 副寮長は、寮長を補佐し、寮長の事故ある時はこれを代行する。

6 各委員長は委員会を代表し統括する。

7 学年長は、各学年の親睦を図ると共に、役員会との連絡の任に当たる。又学年会を原則月1回開催する。

第16条 役員会は、本寮の自治運営に関する諸問題を討議し、寮会の決議事項を執行する。

第17条 役員会は、原則月1回開催する。

第18条 役員会は、全役員の出席によって成立する。役員が出席できない場合は、役員が所属する委員会から役員により指名された者が代理出席できる。

第19条 役員の任期は、6ヶ月とし、前期3月25日～9月24日、後期9月25日～3月24日とする。

第20条 役員が役職を離脱する場合、次の2通りがある。

- 1 役員が辞任願を寮長あて提出し、全寮生の3分の2以上の承認を得ると辞任することができる。
- 2 不信任の場合は、全寮生の3分の2以上の賛成によって成立する。

第3節 委員会

第21条 委員会の任務を次の通りとする。

- 1 文化礼拝委員会
本寮における文化・宗教的諸行事の企画運営、雑誌、
- 2 厚生委員会
寮生の健康管理及び衛生備品の購入、寮舎の修理、美化に関すること
- 3 会計委員会
寮の運営にかかる自治費に関する事務及び管理、新聞の購入及び管理
- 5 寮則委員会
寮則及び心得の改正他
- 6 文集委員会（秋）
年1回の文集の編集、発行
- 7 国際交流委員会
交換学生及び外国人留学生の支援及び交流推進

第3章 生活一般

第22条 寮行事には全員参加しなければならない。特別の理由により不参加の場合には、欠席届を文化礼拝委員長に提出して許可を得ることを必要とする。但し、礼拝については第23条によるものとする。

第23条 寮生は第1章第5条を踏まえて、2回の礼拝に出席するものとする。

第24条 寮生が外泊・帰省する場合は、所定の手続きを行うこと。

第25条 門限、最終静粛時間を次の通り定める。

- 1 門限 23時50分
- 2 静粛時間 23時50分から翌朝7時

第26条 外来者について次の通り定める

- 1 外来者は必ず受付の許可を得て、1階のみ利用できる。
- 2 外来者はユニット内へ入れてはならない。但し、許可された外来宿泊者は入浴の場合のみ、保証人と共にユニット内へ入室することができる。
- 3 外来者の出入りは21時半までとする。

第27条 外来宿泊者については次の通り定める。

- 1 外来宿泊者の保証人には寮生になる。保証人は宿泊届を3日前までに寮長に提出してその承認を得なければならない。
- 2 外来宿泊者は、本寮生の親族、知人でなければならない。
但し、男性の宿泊はいかなる場合もこれを認めない。
- 3 外来者の宿泊期間は2泊3日以内とする。
- 4 外来宿泊者は、寮生に準じ、本寮の秩序に従わなければならない。もし従わない場合は保証人がその責任を負うものとする。

第28条 部屋替えは年1回とし、その方法については寮長の責任において決定する。

第4章 会計

第29条 新入寮生は入寮費を納入しなければならない。

第30条 寮生は原則として寮費及び諸経費を前月末までに大学に納入しなければならない。又、個室電気料を翌月末までに大学に納入しなければならない。

第31条 寮生は寮運営のための自治会費を納入しなければならない。

第32条 各委員会は本寮自治運営のための自治会予算案を会計委員長（副寮長）に提出しなければならない。

- 2 会計委員長は前項の案に基づいて予算案を作成し、役員会の審議を経て、寮会で承認を得なければならない。

第33条 会計委員会はその任期を終えた時、次期第1会定例寮会において会計報告をしなければならない。

第5章 入退寮

第34条 入寮及び退寮に際しては、関西学院大学学生寮規程に基づく所定の手続きを経なければならない。

第35条 入寮選考は、入寮選考委員会がレジデンスセンターと協議し、入寮候補者の選考案を作成し、レジデンスセンター長が決定する。

2 入寮選考委員会の委員は原則入寮者の入寮年度の役員会の役員とする。

第36条 学年中途に欠員が生じた場合は、補欠入寮させることができる。

第37条 4年間在寮が原則であるが、途中入寮の場合は、在寮期限は修業年限までとする。又、やむを得ない事情により、退寮を希望する者は、退寮願を寮長あてに提出し、寮監とレジデンスセンター長が合議の上、これを退寮させることができる。

第38条 寮生としての義務を著しく怠る者がある場合は、寮会での審議を経て、寮監とレジデンスセンター長が合議の上、これを退寮させることができる。

第39条 退学、休学する場合及び除籍された者は退寮しなければならない。

第6章 改正

第40条 この寮則の改正は、寮生の発議により寮生の3分の2以上の賛成を必要とする。

第41条 本寮を運営するために、清風寮生心得を定めることができる。

附則

1 この寮則は1998年（平成10年）4月1日から施行する。

2 この寮則は2011年（平成23年）11月20日から改正施行する。

3 この寮則は2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。